

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区が、豊島区美術品等収集・活用委員会設置要綱に規定する美術品及び美術に関する資料(以下、「美術品等」という。)の収集、管理、利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 美術品 池袋モンパルナス(1930年代から1940年代)を中心に活動した作家の作品で、かつ美術史的評価及び文化的資産価値を有するものをいう。
- (2) 収集 美術品等を購入、寄贈等によって所蔵すること、または美術品等の寄託を受けることをいう。
- (3) 登録 収集した美術品に所蔵品番号を付し、記録することをいう。
- (4) 保管 所蔵美術品等の劣化、損傷を防ぐために適切に保存・管理し、その価値を保全することをいう。
- (5) 処分 豊島区美術品等収集・活用委員会設置要綱が設置される以前に豊島区が所蔵する美術品等を対象とし、収集・活用委員会を通して美術品等としての用途を廃止する行為をいう。
- (6) 除籍 処分または返還した所蔵美術品等の登録を抹消することをいう。

(基本方針)

第3条 豊島区は、次に掲げる方針に基づき、美術品等を管理するものとする。

- (1) 豊島区は、区民等の教養、調査・研究、教育普及等に資する美術品等を収集する。
- (2) 豊島区は、所蔵美術品等を良好な状態で展示、調査・研究、教育普及その他に利用することができるよう適切に保管しなければならない。
- (3) 豊島区は、適正な美術品等の構成の維持に努めるとともに、区民等の共通の財産として有効に活用しなければならない。

(収集)

第4条 豊島区は、美術品等を収集するときは、その価値及び希少性等を調査するとともに、所蔵美術品等と照合の上、収集の必要性および活用方法等を十分に検討しなければならない。美術品等を収集する際は、豊島区美術品等収集・活用委員会設置要綱に基づき収集・活用委員会を開催、審議する。

2 収集する美術品等は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 池袋モンパルナスに関連する作家の美術品等。さらにそれらと影響関係がある関連作家の美術品等
- (2) 豊島区ゆかりの作家の美術品等。その芸術性、文化性が高く評価されているもの。また、豊島区に関連する美術史を概観できる美術品等

(購入)

第5条 美術品等を購入する際は、第4条第2項各号に該当するか十分な調査等を行い、豊島区美術品等収集・活用委員会資料を作成のうえ、美術品等の評価額を収集・活用委員会に諮り、市場価格および美術館等での受け入れ価格を勘案して、区が決定する。

(寄贈)

第6条 豊島区に美術品等を寄贈しようとする者は、寄贈申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 寄贈の申込みがあった場合、豊島区は当該美術品等について、第4条第2項各号に該当するか十分な調査等を行い、豊島区美術品等収集・活用委員会資料を作成のうえ、収集・活用委員会に諮り、受入れの可否を区が決定する。

3 豊島区は、美術品等の寄贈を受けることを決定したときは、寄贈受領書(第2号様式)を寄贈者に交付する。

(寄託)

第7条 豊島区に美術品等を寄託しようとする者は、寄託申込書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 美術品等の寄託について、豊島区では原則として新規の受入れは行わない。ただし、第4条に規定する池袋モンパルナス、豊島区にゆかりのある美術品等で、必要かつ重要、破損または散逸の恐れがある等、美術品等保全の観点から受入れが必要と判断される場合は、必要に応じて豊島区美術品等収集・活用委員会で審議し、受入れの可否を区が決定する。

3 豊島区は、美術品等の寄託を受けることを決定したときは、美術品等の寄託に関する覚書(第4号様式)を寄託者と交わす。

4 寄託美術品等の取り扱いは、所蔵美術品等の保管、展示、調査・研究その他の取り扱いに準じて行う。ただし、寄託美術品等の貸出しまたは特別利用については、寄託者の承諾を受けなければならない。

(寄託期間等)

第8条 寄託期間は、寄託を受けた日から2年間とする。ただし、双方合意のうえ期間の延長、終了ができるものとする。

2 寄託期間中に美術品等が火災、盗難、その他の事故により被害を受けた場合には、甲は乙に対する補償について乙と誠意をもって協議し対応するものとする。

(登録及び保管)

第9条 豊島区は、美術品等を収集したときは、データベースに必要事項を記録保存し、展示、調査・研究、教育普及その他に利用するため、所蔵資料として登録、整理しなければならない。

2 豊島区は、所蔵美術品等を良好な状態で保管するとともに、適時に点検及び調査を行い、その所在及び状態を確認しなければならない。

(美術作品の貸出し)

第10条 豊島区は、美術館及び教育、学術又は文化に関する施設等のうち適当と認めるものに所蔵美術品等の貸出しをすることができる。ただし、寄託美術品等は、寄託者の承諾がなければ貸出しをすることはできない。

2 所蔵美術作品の貸出しを受けようとする者(以下、「借用者」という。)は、展覧会の概要を添付の上、美術作品貸出許可申請書(第5号様式)あるいは借用者が作成した必要要件を備えた申請書類を提出しなければならない。

3 豊島区は、所蔵美術作品の貸出しを承認した時には、美術作品出品承諾書(第6号様式)あるいは借用者が作成した必要要件を備えた承諾書を交付する。

(貸出し期間)

第11条 所蔵美術品等の貸出し期間は、おおむね90日以内とする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

2 豊島区は、美術品等貸出し時に借用者から借用書を受け取り、美術品等返却と引き換えに借用書を返却するものとする。

(貸出し条件)

第12条 所蔵美術品等の貸出しに際して、借用者は次の各号の条件を遵守しなければならない。

(1) 借用者は、貸出しを受けた美術品等について、厳重な注意をもって管理すること。

(2) 貸出し美術品等の取扱いは、学芸員又はこれと同等の資格技能を有すると認められる者が行うこと。

(3) 美術品等の貸出し及び貸出期間中の保管等のために要する費用等は、すべて借用者の負担とすること。

(4) 借用者は、貸出し美術品等を申請事項以外の目的には使用しないこと。

(5) 借用者は、貸出し美術品等を滅失し、又は棄損したときは、美術品等を貸出し時の原状に復するか、これによって生じた損害を賠償すること。

(6) 貸出しに伴い、著作権等の問題が生じた場合は、借用者が一切の責任を負うこと。

(7) 公開にあたっては、美術品等の名称及び所蔵先等について、豊島区の指示通りに明記すること。

(8) 印刷物や映像等の成果物を作成した場合は、1部を豊島区に納めること。

(9) 前各号に定めるほか、豊島区職員の指示に従うこと。

2 借用者において、貸出し条件に違反する行為がある時又は特別の事由が生じた時は、貸出し期間中であっても貸出しを取り消すことができる。この場合において生じた損害については、豊島区はその責を負わない。

(特別利用)

第13条 所蔵美術品等の閲覧、調査、複写、写真撮影、印刷物掲載、放映等の特別利用をしようとする者は、美術品等特別利用許可申請書(第7号様式)を豊島区に提出しなければならない。ただし、寄託美術品等は、寄託者の承諾がなければ特別利用をすることはできない。

2 豊島区は、特別利用の承認をした時には、美術品等特別利用許可書(第8号様式)を交付する。

(特別利用の条件)

第14条 特別利用を受ける者(以下、「特別利用者」という。)は、次の各号の条件を遵守しなければならない。

(1) 特別利用者は、資料の取扱いに十分注意すること。

(2) 特別利用者は、資料を申請事項以外の目的には使用しないこと。

(3) 特別利用に際して生じる費用等は、すべて特別利用者の負担とすること。

(4) 特別利用者は、資料を棄損等したときは、資料を原状に復するか、これによって生じた損害を賠償すること。

(5) 特別利用に際して著作権等の問題が生じた場合は、特別利用者が一切の責任を負うこと。

(6) 特別利用にあたっては、資料の名称及び所蔵先等について、豊島区の指示通りに明記すること。

(7) 印刷物や映像等の成果物を作成した場合は、1部を豊島区に納めること。

(8) 前各号に定めるほか、豊島区職員の指示に従うこと。

(借用)

第15条 豊島区は、展示又は研究等のために美術品等の借用をする場合は、借用依頼書を作成し、美術品等の借用時には、借用書(第9号様式)を相手方に交付する。

2 借用美術品等の返却は、借用書と引き換えに行わなければならない。

(処分及び除籍)

第16条 豊島区は、所蔵美術品等を正確に把握し、適正な作品構成を維持するため、その価値を失ったと認められる作品その他の所蔵することが適当でないと認められる美術品等について、処分及び除籍することができる。

2 美術品等を処分及び除籍する場合は、第17条及び第18条に該当するか十分な調査等を行い、豊島区美術品等収集・活用委員会資料を作成し、収集・活用委員会の意見を聴取したうえで、処分及び除籍の可否を区が決定する。

3 豊島区は、美術品等の処分及び除籍の記録を保存しなければならない。

(処分)

第17条 処分の対象となる美術品等及びその基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 汚損、破損が著しく、補修が不可能であり、美術品等の価値を失ったと認められるもの

(2) 時間の経過等により、美術品等の価値を失ったと認められるもの

(除籍)

第18条 豊島区は、所蔵美術品等を処分したとき、又は寄託美術品等を返還したときは、除籍しなければならない。

2 除籍の対象となる美術品等及びその基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 予期し得ない災害その他の事故により、滅失した美術品等

3 豊島区は、美術品等を除籍するときは、除籍台帳に必要事項を記録し保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 略